



# 大津市公報

令和7年10月1日  
号外(第51号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○規則

- |  |   |
|--|---|
| 78 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則                | 1 |
| 79 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則              | 1 |
| 80 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則                       | 2 |
| 81 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |

### ○企業局管理規程

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 18 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正       | 5 |
| 19 大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 | 7 |

## 規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月1日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第78号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第1号中「第26号」の次に「、第20条の2」を加える。

第14条の2第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第14条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「による部分休業」を「による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間」)を「時間」に改める。

第14条の4第2項中「子育て支援時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業)を「第1号部分休業」に改め、「ある日」の次に「の子育て支援時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間」)を「時間」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間)

**第20条の2** 条例第20条第2項の規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月1日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第79号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第13号中「第22号」の次に「、第13条」を加える。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条中「とるべき」を「講すべき」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(出生時両立支援制度等に係る措置)

**第13条** 会計年度任用職員が大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第25条第1項の規定による申出をした場合において任命権者が同項の措置を講ずるに当たって講ずべき措置及び3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員に対して任命権者が講ずべき措置については、一般職の職員の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月1日

大津市長 佐藤健司

#### 大津市規則第80号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書きを加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いで承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

第16条の2中「で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第17条の前の見出し中「請求手続等」を「請求等の手続」に改め、同条第1項中「の請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、条例第22条の5に規定する著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該第3項変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第17条に次の1項を加える。

4 第4条第3項及び第4項の規定は、第2項申出及び第3項変更について準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月1日

大津市長 佐藤健司

#### 大津市規則第81号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

「  
 様式第1号（表）中  

（ 申 請 者 ）
-----------------------

  
 を  
 」  
 を  

申 請 者
-------------

  
 に、  
 」

「  

医療機関等名	所在

  
 を  
 」

医療機関等名	所在地
	に、

」  
「

自己負担上限額の特例	自己負担上限月額の特例
------------	-------------

に、  
」  
」

「

申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無	有 (氏名・受給者番号) ・ 無 を
---	--------------------

」

「

今回申請する受診者と同じ世帯内で指定難病又は小児慢性特定疾病的医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者	有 (氏名・受給者番号) ・ 無 を
今回申請する受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合(申請中の場合を含む。)	有 (受給者番号) ・ 無

」

「受給者との」を「受診者との」に改め、同様式注中注4を削り、注5を注4とし、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

## ○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	

## ○支給認定基準額に関する事項

※ 該当する場合のみ、こちらへ記入をお願いします。

市町村民税非課税世帯で 基礎控除後の年収が80 万9千円以下の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に掲げる給付の支給は 受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提 出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額は、児童福祉法施行令第22条第1項第 1号（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第357号）附則第 3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による額になるこ とを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名

注 不要の文字は、抹消してください。

「**受給者**」を「**受診者**」に、  
「**自己負担上限額**」を「**自己負担上限月額**」に改め、同様式注1を削り、同様式注2中「、それぞれ  
の証明書を添付して」を削り、同様式注中注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を削る。

「**受給者**」を「**受診者**」に改める。

「**自己負担上限額**」を「**自己負担上限月額**」に改め、同様式(裏)中「**自己負担上限額**」を「**自己負担上限月額**」に改める。

「**自己負担上限額**」を「**自己負担上限月額**」に改め、同様式(裏)中「**自己負担上限額**」を「**自己負担上限月額**」に改める。

「**保護者(申請者)**」を「**申請者**」に改める。

「**申請者(保護者)**」を「**申請者**」に、

「**医療機関等の名称及び所在地**」を「**医療機関等の名称及び所在地**」に、

「**医療機関等の名称及び所在地**」を「**医療機関等の名称及び所在地**」に、

「**自己負担上限額の特例**」を「**自己負担上限月額の特例**」に、

申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無

有 (氏名・受給者番号) ・ 無 を

今回申請する受診者と同じ世帯内で指定難病又は小児慢性特定疾病的医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者

有 (氏名・受給者番号) ・ 無

に、

今回申請する受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合（申請中の場合を含む。）

有 (受給者番号) ・ 無

「受給者との」を「受診者との」に改め、同様式注中注3を削り、注4を注3とし、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

## ○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	

## ○支給認定基準額に関する事項

※ 該当する場合のみ、こちらへ記入をお願いします。

市町村民税非課税世帯で 基礎控除後の年収が80 万9千円以下の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に掲げる給付の支給は 受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提 出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額は、児童福祉法施行令第22条第1項第 1号（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第357号）附則第 3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による額になるこ とを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名

注 不要の文字は、抹消してください。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第1号から様式第6号まで、様式第11号及び様式第12号により調製した申請書等は、この規則の施行後においても、これらを取り繕って使用することができる。

**企 業 局 管 理 規 程****大津市企業局管理規程第18号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条第1項中「及び第24条から第26条まで」を「、第25条及び第26条」に改める。

第7条の2中「第2項並びに」を「第2項、」に改め、「第26号」の次に「並びに第28条」を加える。

第7条の11中「並びに第14条第1項第13号」を「、第14条第1項第13号」に改め、「第26号」の次に「並びに第28条」を加える。

第7条の12中「第2項並びに」を「第2項、」に改め、「第26号」の次に「並びに第28条」を加える。

第15条の2第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第15条の4第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第24条に規定する育児部分休業）を「第24条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する育児部分休業（以下「第1号育児部分休業」という。）」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「当該育児部分休業」を「当該第1号育児部分休業」に、「時間」を「時間」に改める。

第15条の6第2項中「子育て支援時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第24条に規定する育児部分休業）を「第1号育児部分休業」に改め、「ある日」の次に「の子育て支援時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「当該育児部分休業」を「当該第1号育児部分休業」に、「時間」を「時間」に改める。

第24条を次のように改める。

(育児部分休業)

**第24条** 公営企業管理者は、職員（育児短時間勤務をしている職員その他その任用の状況がこれに類する職員として公営企業管理者が定める職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）を承認することができる。

2 育児部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを公営企業管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 第1号育児部分休業の承認は、30分を単位として行うものとする。

4 特別休暇（職員が生後満1年に達しない子を育てる場合におけるものに限る。）、介護時間又は子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

- 6 第1項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（以下「第2号育児部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休業を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
  - (2) 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- 7 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると公営企業管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 8 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による育児部分休業の請求をすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、育児部分休業については、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号。以下「育児休業条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第29条を第30条とする。

第28条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

- 第28条** 公営企業管理者は、育児休業条例第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 育児休業条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 公営企業管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 公営企業管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する育児部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

#### 大津市企業局管理規程第19号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第9条第1項第13号中「第22号」の次に「、第13条」を加える。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（出生時両立支援制度等に係る措置）

**第13条** 会計年度任用職員が大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第25条第1項の規定による申出をした場合において公営企業管理者が同条第1項の措置を講ずるに当たってとるべき措置及び3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員に対して公営企業管理者がとるべき措置については、一般職の企業局職員の例による

**附 則**

この規程は、令和7年10月1日から施行する。